

ある 鉱業法

地質相談所

Geological Consulting office

はじめに

近代法制国家であれば 例外なく“鉱業法”を持っているはずである。もちろん 日本は持っている。

ところが 中華人民共和国は建国以来 国家全体に適用できる鉱業法を定めていなかった。 鉱業法に代ってその機能を果たしていたのは 主に中央政府の指示・通達や決定であり ときにはそれを省・自治区・直轄市や県の人民 政府（日本で言えば自治体の首長以下三役と部長で構成された機関に相当。ただし 各人民代表大会で選出）およびそれぞれの 人民代表大会（日本の各自治体の議会に相当）での決定あるいは決議・通達・指示などで補強していたのである。

このような 全国的な法の裏付けの無い政治の進め方は 中央政府の方針や政策の実行に当って混乱を生じ易い。 中国では とくにそうではなかったかと思う。



第1図 雲南省個旧鉱山の錫砂鉱の露天水力採鉱。ここでは 1983年以降にもトラブルらしいトラブルは起こらなかった。この鉱山の歴史は2,000年以上も昔に遡る。 鉱床が分布する面積は1,700 km² 錫の埋蔵量は中国全体の50%を越え 年間精鉱生産量は全国総生産量の70%以上。
(中国画報 1986年10月号)

ここに 中国が全国的な法律制度の確立を急ぎ始めた一つの理由があるように見える。そして 今回の中華人民共和国鉱産資源法の登場を迎えたのも 基本的にはそのためであろう。

中華人民共和国鉱産資源法宣伝提綱の中で 中国自身は中華人民共和国鉱産資源法の成立の意義を次のように述べている。

「1986年3月19日 第6期全国人民代表大会常任委員会第15回会議は “中華人民共和国鉱産資源法”を審議し 通過させた。これによって 国家の鉱産資源の探査・開発と管理の重要な方針および政策に関することが法律の形式で確定された。このことは 中国の地質事業 採鉱事業にとって画期的な事柄であり 中国の法律制度の中で打ち立てられた 一つの新たな成果である。

“中華人民共和国鉱産資源法”は 1986年10月1日に正式に施行されることが定まった。真の理解のもとに一貫して“鉱産資源法”を徹底することは 地質事業を強化し 鉱産資源の合理的な開発と利用 そして保護を促進かつ保証し それによって社会主義的近代化に必要な当面および将来の需要を確保し 中国共産党の総目標と諸課題の確実な実現を保証する上で重要な意義を有するものである。

地質相談所が中華人民共和国鉱産資源法の公布を知ったのは 海外地質調査協力室の倉沢一室長と燃料部の星野一男部長から 1986年3月20日の「人民日報」に掲載された同法の完訳の必要性を指摘されてのことである。そして この中華人民共和国鉱産資源法について本誌に記事を寄せたのは お二人の勧めに励まされた結果である。本誌の性格からすると 法律の取扱いや説明は馴染み難い雰囲気を感じるが 約束したからには頑張らなくてはならない と踏ん張ってみた。お役に立てば喜びこの上ない次第である。

中国鉱産資源法制定の背景

この法律の制定には 中国が近代法制国家への脱皮を目指した一環であると説明するだけでは済まされない重大な背景がある。その背景は 即この法律制定の目的でもあろう。

上述の 中国自身の鉱産資源法の制定についての意義

づけを裏返しにすれば たとえば「探査・開発と管理」が鉱産資源法制定直前の時代にはうまく進まなくなっていた 或いは 混乱し始めていたと読みとることもできる。 先ずは 事実を追ってみよう。

先に引用した中華人民共和国鉱産資源法宣伝提綱によれば

「「鉱産資源法」の制定は 鉱産資源の探査と開発自体が求めていることである。 鉱産資源は 社会主義的近代化建設の重要な物質的基礎であり 国の財産・貴重品である。 鉱産資源の豊かさとその開発利用の度合は一つの国の経済的実力を表す。 30数年来 大規模な調査と探査を経て 中国が鉱量を把握した鉱産物は 137 種に達し その中の25種の探査鉱量は世界のトップクラスである。 しかしながら 中国の鉱産資源は低品位鉱が多く 高品位鉱が少なく 共生あるいは随伴鉱産物が多く 選鉱と冶金が難しく 分布が片寄りすぎているなどの不利な条件を備えている。 同時に 理解しておかねばならないことは 地球上の鉱産資源が有限で その圧倒的大部分が採掘後には再生不可能だと言うことである。 中国は 全体的には鉱産資源が比較的豊富と言えるが 一人当たりの平均の鉱産資源埋蔵量は 世界の平均レベルからすると 一般に低い。 したがって 鉱産資源自

体の特徴と中国での実際の状況から見ると 鉱産資源を無駄に消費せず 合理的な開発・利用および保護を強め 鉱産資源が最大の社会的経済効果を発揮するようにしなくてはならない。

しかし数十年来 一面では すでに探査・把握された鉱産資源がまだ十分に開発利用されるまでに至っておらず また一面では 法制が不完全なため 政策の実施と管理が改革と生産の発展を望む要求に応えきれておらず 鉱産資源の探査では 採掘の途中にある場合 さらにいくつかの問題をはらんでいる。 たとえば 探査に当っては統一された規格と管理に欠けるところがあり 各部門間で多くの同じレベルの重複が見られ 幾つかの機関は総合探査 合理的採掘 総合利用をあまり重視せず 一般的に採掘・選鉱・冶金の実収率が低く 資源の損失や浪費が生じているなどである。 幾つかの地方では 大衆に採鉱が許されて以降 指導と管理が非常にまずく 乱掘がかなりひどく 鉱産資源がさまざまに破壊され 浪費され 保安事故が頻発し 環境保護に影響を与えている。 国营鉱山企業 町村営鉱山企業 個人鉱山の間では そのため 鉱産資源をめぐる普段に矛盾と争いが起こっている。 これらの問題は 程度こそさまざまだが 鉱産資源の探査と開発の速度および効率・収益に影響を与え 国全体とその将来の利益に損害を与え 或る状況の下では採鉱に従事する大衆の利益に重大な損害を与えている。 したがって 必要に迫られて鉱産資源法が制定され 鉱産資源の合理的な開発・利用と保護が強化されたのである」(傍線は筆者)。

筆者が追跡・調査した結果に照らしてみると この文章は まことは正直に書かれている。 鉱産資源法は 本当に必要に迫られて制定された法律と言いきれるだろう。 その事例は まことに痛々しい。

1) 探査への統一規格・統一管理の欠如 盗掘 乱掘の事例

これは 鉱産資源法が公布された後 施行される直前の事件である。

1986年10月3日 河南省鉱産資源管理委員会は 人民武装警察隊黄金第九支隊が小秦嶺山脈の金渠溝において勝手に探査し 発見した金鉱床を乱掘し その金(gold)をかすめ取ったことを同省全域に知らせ 同支隊に鉱区から出るよう要求した記録が残っている。 これは「鉱産資源法」の公布後 河南省鉱産資源管理部門が発した最初の通達である(この人民武装警察隊とは中国の兵役法の第4条によると 正規の人民解放軍と民兵の中間的位置付けの軍隊であり その黄金隊とは人民武装警察隊黄金指揮部に属し 軍事のほか 金鉱床の探査・開発も任務とする部隊である。 し



第2図 祁連山脈北麓の測候所と祁連山脈。この山脈はいちじろしく鉱物資源に富んでいる。だが 立地条件があまりにも厳しく 鉱山はまだ少ない。

(中国画報 1965年10月号)

たがって 所定の手続きをとれば 鉱山の経営が許される)。

さて問題の 河南省西部に位置する小秦嶺山脈の金渠溝鉱区は 一般に金鉱床の胚胎ポテンシャルが高く 採掘しやすい。このことは 河南省地質産局の地質調査隊が1984年からこの鉱区で調査を展開し 鉱化帯を発見して明らかになったことで 1985年と1986年でのこの鉱区の探査方針が地質産産部によってすでに決定されていたし 事件当時 同部と河南省計画経済委員会はこの鉱区を開発計画に組入れようとしていた。それなのに 人民武装警察隊黄金第九支隊は河南省内の関係規定を顧みることなく同鉱区に侵入し 重複して探査し 資金を浪費したわけである。事が発覚して 河南省の鉱産資源管理部門は2回にわたり電報をもって問い直し そして彼等が関与することに注意を与えた。それから 河南省鉱産資源管理委員会は同支隊が直ちに金渠溝鉱区への探査設備の輸送を停止し 同鉱区から撤退するよう要求し 三門峽市と靈宝県の両鉱産資源部門がそれらを監督し 執行の責任を果たした とのことである (中国地質報 1986. 11の汪喜堂 袁可林の報告から)。

2) 部門間の同一レベルでの探査地・探査目的の重複 地質事業の統一規格・統一管理の欠如 探査・開発 の優先権争いの事例

この事例は 鉱産資源法の公布前の事件であるが 解決したのは公布後 とくに施行されてからというものである。その解決が鉱産資源法の第10条 第11条 第16条などの精神を貫くことによって得られたところにこの事件の意義がある と言えよう。事件は地質産産部門 冶金部門 建材部門などの地質調査紛争で 繰返し4回も起こっている。

そもそもは 福建省の地質工作が統一された規格と管理を欠いていることによって 絶えず重複した探査が行われ そして鉱区が争われ 鉱体争奪の紛争にまでなった事件である。日本の関係法律に立って考えると 不思議な事件であるが 中国では 地質産産部門も 冶金部門も 建材部門も またその他の地質調査・鉱床探査機関をもった行政部門も 洩れなく鉱山の経営権を持っており 利益をあげ 分配することが許されているので 鉱区権をめぐる争う場面が現れ易いのである。

結局は 省の鉱産資源管理委員会が成立してから鉱産資源管理業務が強化され 幾つか争っていた地質探査紛争は実地調査を経て 「歴史を尊重し 互いに譲り合う」という精神に基づいて解決をみるにいたったのであるが そこにたどり着くまでの経過は深刻であったらしい。

福建省で最近発生した地質工作上の比較的大きな紛争

4回の中でも長引いた 竜岩県東官下の超大型カオリン鉱区の場合は1983年に始まり 地質産産部門の地質大隊と建材部門の地質大隊が相前後して調査に入り いずれも非常に有望な 品質の優れた大型カオリン鉱床の存在を立証したのであるが 同鉱区の地質調査・鉱床探査研究はどちらが担当すべきか さらにには鉱区権はどちらのものかをめぐって 両部門の間に争いが起こった。

福建省の人民政府と経済計画委員会は同鉱区の地質調査・鉱床探査研究上の紛争を重大視し 同省の鉱産資源管理委員会主任である方平斌がその対策に当り 関係機関の専門家を集めて同鉱区における地質調査・鉱床探査研究の現状を考察し 事実関係に基づいて検討し 解決を図った。まずは歴史の事実の尊重を前提にして協議し 最終的には福建省人民政府の裁決によって 省の地質産産局が責任機関となり このカオリン鉱区の地質調査・鉱床探査研究(ひいては鉱区権)を同局に一本化することになった。ここに至って ようやく3年に及んだ紛争も解決し それによって地質調査・鉱床探査研究の速度が早くなってきた。

その他の地質工作上の紛争も それぞれ妥当な解決をみた と報告されている (中国地質報 1986. 11. 3の周利坤の記事から)。

日本の国立研究機関の研究業務でも 重複は問題になっている。しかし 重複の性質が中国の場合とは全く異なる。研究テーマ・研究対象は同じでも 研究の方法が違う。だから 日本の国立研究機関の場合 まず喧嘩は起こらない。むしろ総合的な結果と成果を得るために 協力し合うのが普通である。企業間でなら日本でもしばしば起こる現象である。だから 上記の事例は 中国の国立の地質調査・鉱床探査機関が企業化していることの証とも言える。

3) 採掘・選鉱実収率の低さ 総合利用の軽視 管理 の欠如 資源の損失の事例

中国地質報(1986. 5. 30)に王清慶という人が 次のような投書をしている。

「私は一工業地域の調査の過程で鉱山の開発と利用の詳細な調査作業に参加し 多くの鉱山の採掘の過程における総実収率が低く それらの鉱山が有用成分を総合的に利用する能力をもっていないことを発見しました。

たとえば 或る鉛・亜鉛鉱山では 総実収率が僅かに66% 歴年の採掘粗鉱量が合計9万t そして損失鉱石が3万tでした。その鉱系(注: ore formationの意)は多くの有用成分を共生・随伴し 鉱石中に鉛・亜鉛のほか 金 銀 カドミウム 硫黄などの有用成分を含んでいます。捨てられて 未だ回収されていない3万t



第3図 中国初の近代化された露天掘り炭鉱——内蒙古自治区の霍林河南炭鉱。1984年9月2日に採炭を始めた。炭種は褐炭で埋蔵量は129億t。この炭田では住民との関係が良く環境の保護などにも努めている様子である。トラブル発生の際は報はない。(中国画報 1985年2月号)

の鉱石のため 鉛1,078t 亜鉛1,128t 金42kg 銀20t 硫黄3,750t カドミウム9.9tが失われただけでなく採掘されている鉱石も末だに综合利用が行われていませんので損失は非常に大きいと言わざるを得ません。従って地質鉱産部門は有効な措置をとり、鉱産資源が浪費されている状況を早く改めるべきだと思います」。

厳しい指摘である。投書者と掲載した中国地質報社に敬意を表したい。これも開放政策の現れであろうがこのような開放は国を利用するに違いない。

この項に該当する次の事例は中国地質報(1986.8.4)に載った呉鑿という署名の記事から採用したものである。

中国で現在村落集団個人が経営している小鉱山は一般に鉱量が多くない。しかも統計によるとたとえば全国の村落経営の小型炭鉱における抗井稼働率は20%前後にすぎない。また貴州省の鋁廠鉱区では農民が1tの高品位アルミナ鉱石を掘出すのに6ないし7tの鉱量を犠牲にしその採掘実収率はわずか15-20%である。彼等は高品位鉱を掘って低品位鉱を捨て掘りやすい鉱石を掘って掘りにくい鉱石を捨ててしまうので大量の鉱石の損失と破壊が生じているのである。また或る鉱石を採掘して選鉱する場合に一つの鉱種だけを考え採掘や選鉱に当って別の鉱種を捨て時には数種の貴重な資源を捨て综合利用を考えないといったこともひどい問題の一つである。

このような状態に対して呉鑿は「鉱産資源の保護は決して小鉱山に対する無理な要求ではない」と主張し、鉱物資源の保護と開発の全局面を考えていけば、鉱産資源の利用水準を高めることができるという結論の根拠と

して湖北省当陽県と四川省榮昌県の農民が炭丈0.2-0.35mという非常に薄い炭層の採掘で長い間採掘実収率90%以上という成績を挙げていること、山東省招遠県全県下の村落経営の小型金鉱山での金選鉱実収率が92.75%に達していることを挙げている。

確かに中国では農村の経済構造が大きく変化しつつある。ますます多くの農民が鉱業開発に参加して、民営の小型鉱山が今後も増え続けるだろう。そうなることで探査・把握済みの鉱産資源は大きく減少するかも知れない。中国の大地は広く鉱物資源は豊富であるが人が探査して把握できる鉱量はいつも大きいとは限らない。彼が言うように民営の小型鉱山が採掘する浅部賦存・近距離・高品位・採掘容易という条件を備えた鉱量には限りがある。彼が膨大な農民大衆の鉱産資源保護問題の洞察を願い「乱掘は豊かな鉱物資源を駄目にし子孫末代まで禍根を残すことになる」と結んでいることは本音であり、鉱産資源法の第37条などにつながったものと思われる。

4) 採鉱の指導と管理の欠如 鉱山技術者養成の無視 乱掘による荒廃の事例

この項に当てはまる事例は非常に多い。その資料をすべて引用するとすれば際限がないだろう。

まずは、鉱産物の豊富さを誇ってきた陝西省略陽県での出来事である。この地は秦嶺の南麓山地にある。

1983年秋の「開放・活化・管好」政策の実施は次第に採鉱を主な専業とする集団や村家を生みだすことになった。個人営業推奨の鉱山版である。しかし略陽県では1985年の末頃から主に集団採鉱の鉱床切り羽が次々と放棄されあるいは採鉱を中止しその大部分は鉱山の開発を引き続き進めていく気持ちを無くしてい



第4図 中国自慢の彫刻や印鑑の材料——鶏血石。浙江省の康山嶺一帯がその山地。辰砂がアルミナ珪酸塩鉱物集合中に鉱染・濃集して 美しい紅と半透明の白とのファンタジーを奏でている。この鶏血石は高価なものであるだけに 農民が拾い集めようと山に入るが しかし滅多に目には止らない。1万tの鉱石を掘ったとしても 品質の良い鶏血石の塊を見つけることは容易なことではない。それでも農民は山を歩く。不文律があって トラブルも起こらない。(中国画報 1982年7月号)

た。その実態の一例を示すと こうなる。

たとえば 同地の鉱山の中では突出して取り組んだ麻柳鋪部落の採鉱集団の場合でも 一つとして地質資料がなく 主鉱体の位置さえあやふやな状況の下で盲滅法に2万元を投資して一本の鉱山道路を整備し 結果として一つの小鉱体を採掘しただけだった。採鉱をやめて道路整備への投資を回収しようにも その手段が全く無くなってしまっていた。

このような状況に接して 直ちに略陽県科学委員会は 同県の重点鉱山地域と集団採鉱場に対する調査を行った。調査の結果 県下のすべての集団採鉱鉱山に主として次のような問題があることが明らかになった。すなわち

- 1— 鉱産管理機構が無く 大衆の採鉱が勝手気ままで付和雷同し 管理を指導する人もいないこと
- 2— 大部分の大衆は採鉱の常識を全然持ち合わせておらず 貧鉱を捨てて富鉱だけを採掘し 鉱産資源を破壊していること
- 3— 大衆はいずれも露頭を採掘して 被覆層が厚い場合は鉱山の周縁を部分的に採掘し 深部の鉱石を採掘する方法を知らないために 鉱山が破滅させられていること といった問題である。

略陽県科学委員会は調査後に 勝手気儘な採鉱形式を必ず厳重に正して鉱物資源を保護し 專業集団によってしっかりと採鉱しなければならない という方針を決めた。そして 露天掘りによる地表の露頭の採掘から坑道採掘に切り換え 先に堅入坑を掘り 後で錘押しするようにしなければならぬし 学習班を組織して 地質・採鉱技術者を養成し 大衆の採鉱を指導しなければならないという方針も定め 実行に移った。

略陽県科学委員会は 麻柳鋪部落の採鉱集団が可採鉱体を持っていないという問題の解決に取り掛かり 専門技師が責任をもって まず地質資料を収集し 現地調査を行ったのち 白果樹1号鉱体に対して標高200mの地

点に坑口を設定し 延長25mの堅入れ坑道掘進案を立てた。そして 6月初旬に掘進を開始し 坑口から15mの地点で一つの鉱体に着脈し さらに20mの地点で主鉱体に着脈したのである。現在 すでに120t以上の鉱石が採掘され 年末にはそれが合計700tに達するはずである。このようにして 1鉱区の正常な採鉱が保証され 採鉱專業集団を強固なものにし 彼等に初歩的な坑道採掘の利点を会得させたのである (中国地質報 1986. 8. 11の田文和の記事から)。

次の事例は 騒擾じみた性格が加わっているかもしれない。その内容は 次の通りである。

江西省会昌県の半径タングステン鉱山は 1984年末に現地の大衆が発見した一つの新鉱区である。1985年の初めに人々が陸続と山に登って採掘を開始し 4月にはこの鉱山で採掘に従事する大衆の数は5,000人に増え 1km²前後の地積内に300近くの坑口が開かれた。それは「勝手放題に所を占め 勝手放題に発破を掛け 勝手放題に坑口を開き 勝手放題にタングステン砂鉱を掘る」状態を生み 人々の間の紛争が一日中絶えまなく 人身事故も発生し 何人かの投機分子が機に乗じて鉱山に乗りこみ タングステン砂を不当に買い込んで私腹を肥やした。

この際限のない混乱状態に対して 中国共産党会昌県委員会 会昌県政府 公安・税務・銀行・工業・商業などの部門と鉱山所在地である小密郷の責任者は この鉱山に入って調査・研究し 協力してこの鉱山の管理方法を協議して 「鉱山管理服務規則」を定め 国家の鉱産資源を保護する観点に立って “大衆鉱区”を画定し 鉱区・開発規定を制定した。これらの規則・規定は

- 1— この山で採鉱する者は必ず所定の手続きをとり その後でなければ採鉱することができないこと
- 2— 郷人民政府が坑道の管理を強化し 各坑道の採鉱

者は必ず採鉱許可証の交付を受け 定域だけを採掘しこれらに違反すれば採鉱資格が取り消されること

3—発破の器材は一律に「服務所」が管理し いかなる機関 いかなる個人も火薬類を携行して鉱山に入ってはならず 発破担当者は教育・訓練を受け 公安機関が認可した証明書を必要とし 全鉱区統一した一定時刻に発破を行うこと

4—個人のタングステン砂の買入れは厳重に禁止され採取したタングステン砂は一律に鉱産会社が買上げること

をと言うものである。このような措置が取られてから乱れに乱れていた局面は急速に治まり 整然とした秩序のある 新しい状態が出現した(中国地質報 1986.1.27の李徳銓の記事から)。

ひどい話である。何故このようなことが起こったのか それは後でまとめて述べる。

乱掘を主題にした場合 もっとも悲劇的な事例は陝西省の蔡凹アンチモン鉱山であろう。その事例はすでに本誌第390号に掲載済みなので ここでは割愛する。

5) 農民への教育・指導の不足 鉱山管理の欠如 乱掘対策の遅滞 国営鉱山の生産妨害の事例

これは 世界に知られたタングステン鉱山—西華山鉱山で起きた事例である。馬恩中は 次のように報告している(中国地質報 1986.9.15から要約)。

数年前に私(馬恩中)は大余県県内の個人・集団による採鉱状況の調査に加わり 幾つか注意すべき問題があること その中でも西華山タングステン鉱山の現状が憂慮すべきものであることを知った。同鉱山では 1984年 とくに1985年以来 省外 県外および鉱区付近の4,000-5,000人にのぼる 個人採鉱者が鉱区内に入り込んで採掘し 昨年の冬以降 その状況は日を追って酷くなり 群衆の採掘が地表部から坑道に掘り下げて行われるようになり 個人の盗掘から集団的な鉱石の略奪という形をとるようになった。そして 当該鉱区の東・西・北の三辺は集団と個人の採鉱者に占拠・包囲されるにいたり 山の斜面や谷間には臨時の飯場や工具置場が林立し 坑道内には採鉱者がきままに行き来し 破壊された同鉱山の採掘坑道や坑外施設がいたる所に放置され 運搬坑道も多くが破壊・閉塞され オアビンは爆破され 電線は切断されていた。さらに 漂砂採掘場に忍びこみ タングステン砂を盗む事件も跡を絶たず 鉱山の幹部のエネルギーは保安・保坑に注がざるをえず 西華山タングステン鉱山の正常な生産秩序と安全は重大な影響を受けるにいたっていた。このような状況は 程度は

様々であるが 漂塘 下竜蕩坪の両タングステン鉱山でも起こっていた……。我々はこの種の状況に対して 鉱業法を整え 鉱山の管理を確立するほかに以下3点の 作業も上手に行う必要がある という結論を出した。

1—施行の間近い「鉱産資源法」の学習の普及： 事実としっかり結び付け 法に従って仕事をするを正確に理解するまで学習を進める。開放・活化は放任に任すことではない。良く管理することの基本的な指標は一に統制 二に規定地の採掘 三に実際に即して利益を上げることである。

2—鉱種を合理的に区分し 鉱区境界を画定し 紛争を納得によって解決することは 当面の急務である。各地での経験にもとづいて 現地の人民政府の出馬 鉱山主管機関の精一杯の協力があれば 直面している問題を解決することは困難ではない。

3—即刻 権威ある工作班を組織して現地に派遣し 調査研究した事を基礎に 無認可採鉱している採鉱者を整理し 大衆集団や個人の生産秩序を正し 採鉱許可証の発行事業を行い 国営鉱山の合法的な権益が犯されないよう保護すれば 村落・集団・個人の採鉱事業の健全な発展を促進することは可能である。

ついでに 気になるその後の西華山鉱山の経過に触れてみよう。

1986年11月3日付けの中国地質報が報ずるところによると 最近 江西省政府総務庁は同省の経済委員会 地質鉱産局 公安庁 華興タングステン鉱業公司 贛州行政署 大余県政府と関係村人民政府と合し 大余で現地対策会議を召集して各方面の報告を聞き 実地に現場を視察し 討論と協議を繰返したのち 西華山タングステン鉱山の正常な生産秩序を回復させるための6項目の措置を共同して打ち出した。現在 その措置が鉱区で実施されており すでに一部採鉱者は現地を離れて下山し 状況は好転しつつある とのことである。

なお その6項目の応急措置の主な内容を参考までに述べてみると 次のようにまとめることができよう。

1—いかなる村落・集団・個人も鉱山の鉱区に入って タングステン鉱を採掘・選鉱することを得ず また坑内に入ってタングステン鉱を盗んではならない。

2—全く採鉱許可証のないもの あるいは採鉱許可証があっても作業区が規定外のもの さらに西華山鉱山の坑井の安全に直接脅威を与える区域で採掘する採鉱者はまず一律にすべて下山し それからキチンと採鉱区域の再分配を受ける。

3—大余県人民政府と西華山タングステン鉱山は採鉱者の整頓・整理が一段落した後に 共同して具体的措置を討議・決定し 整理された採鉱者がふたたび山に上が



第5図 甘肅省天水県太京村の段々畑。「耕やして天に到る」の中国版である。日照りが続くと 打撃が大きい。絶えず農民は農産物以外の収入を追い求めている。(中国画報 1965年4月号)

ってくるのを防止しなくてはならない。

4—現時点から 鉤山付近の村落や鉤山が所有する採鉤許可証は再発行できない。

5—西華山タングステン鉤山の鉤区境界は“鉤産資源法”の規定に照らして 江西省鉤産資源管理委員会が緊急に画定する。

6—タングステン砂の買上の問題は江西省鉤産資源管理委員会など3機関合同で通達する関係規定にしたがって処理し 国営鉤山が鉤区範囲外の鉤産物を買上げることは許されず 同時に如何なる機関および個人も国営鉤区内での採掘・開発およびその鉤産物の買入れは許されない。

苦悩の月日を経ての解決の兆し 同慶の至りである。軍隊も警察も表に立たず 教育と説得に力を注いだ様子に感慨が湧く。この事件は 発生が鉤産資源法公布の数年前のこと。おそらく鉤産資源法制定への一つの引き金になっただろう。「禍い変じて福と為す」ということわざもあろう というものだ。

次に この項に係わる広東省での事例の総括的な報告(中国地質報 1986.10.3 葉国志)を要約して紹介する。

ここに出てくる中国の農民の 直裁と言ってよいのか 乱暴と言ってよいのか たくましいと言うべきか 向う見ずと言うべきか その行動は無茶苦茶と映る。農民側の話を聞いてみたい気がする。

さて 広東省人民政府の企業活力増強のための監査総合第一班の調査によると 韶関市一梅県地区のいくつかの国営鉤山は農民の採掘による妨害を受け 正常な生産と生活の秩序を維持する術がなく 関係部門が迅速に鉤山の秩序の回復に乗り出すよう強く要望している。現在 これらの国営鉤山が農民によって受けている妨害には 5種の現れ方がある。その一は 鉤石の盗掘である。農民が鉤区に入って乱掘し 出たために発破をか

けるといった形である。たとえば 石人嶂タングステン鉤山では 1985年5月には鉤石を盗掘する農民が2,000人を越えた。彼等は無断で鉤区に入って乱掘し立坑や水平坑道の傍や上で穴をくっては発破をかけ 通風坑を邪魔にして赤土で閉じてしまった。さらに酷い者は 公然と鉤山のタングステン精鉤の貯鉤を盗み出した。また 大宝山鉤山付近の農民は一号鉤体に侵入しすでに剝土してあった採掘区域内で「採鉤」を強行している。

その二は 電力の争奪である。電力を浪費し 長期にわたって電力料を払わないというものである。大宝山鉤山近くの東山郷に20-30戸の農家からなる部落があり その部落は毎月1万kW近い電力を消費している。その中の何軒かは たとえば豚の飼料を煮るのに大量の電気を消費している。そのようにして 農民は大宝山鉤山の電力費を246万円にもしてしまった。南嶺炭田の関溪炭鉤の場合 1985年の農村向け送電量が485万kWそして炭鉤の電力費の負担は53.3万円 すなわち同炭鉤の同年の石炭売上高の13%を占め 鉤夫一人当りの平均負担額は512元であった。

その三は 水源の争奪である。農民が勝手に水道管を壊して取水したため 企業が生産停止と生活困難に追い込まれるというものである。四望嶂鉤山では同鉤務局が80万円を投資して延長6,700mの水道管一条を設置したが 数年で農民が所々に穴をあげ てんでに水を引く始末となり ついには昨年水道管幹線が鋸で切りとられ 水が日照り対策に使われてしまった。また大宝山鉤山付近の農民は何かの理由をつけて生活用水設備を破壊し 昨年と一昨年だけでも4回 合計320時間の断水をもたらした。生産用水施設の破壊によって合計120時間の生産停止を招いた。

その四は 公共物の強奪である。石人嶂タングステ

ン鉱山では 1985年6月8日に80名ほどの農民が梅坑鉱区の854中段と824中段にだれ込み 電車用のレールを取り外し 敷設してあった電線を2,000mにわたって壊し 884中段の信号室を焼き払い 鉱山鉄道の架橋の電線ケーブル75mを盗んだ。 前述の関溪炭鉱では 最近水道管や揚水ポンプ 食堂の物資が7回にわたって破壊あるいは盗難に合い 建築工具や建築材料が11回も盗まれた。

その五は 雑多な名目の 際限のない寄附の強制である。 農村支援の名目で鉱山に対して鋼材 セメント 自動車 製氷機を要求するなどの現象であるが 総じて環境汚染被害を理由にした企業に対する“賠償金の請求”や“支援”・“寄贈”の名目による強制が多い。

関溪炭鉱では 変圧器が24台 各種のタイプの揚水ポンプが65台 精米機・粉碎機が63セット 村落経営炭鉱と小規模炭坑の設備84セットが“農村支援”に用いられた。 その他 関溪郷の人民武装部長個人が製氷機2台を要求したこともある。 曲仁炭鉱は昨年 県の学校修理費として1万円の寄附を強制され 今年は烏石沖部落のダムの建設に5,000元を提供させられた。 梅田炭鉱は農村支援に鋼材 セメント 自動車などの各種の物資を寄贈したが その額は1年で100万元に達した。 これでは 鉱山側はたまったものではないだろう。

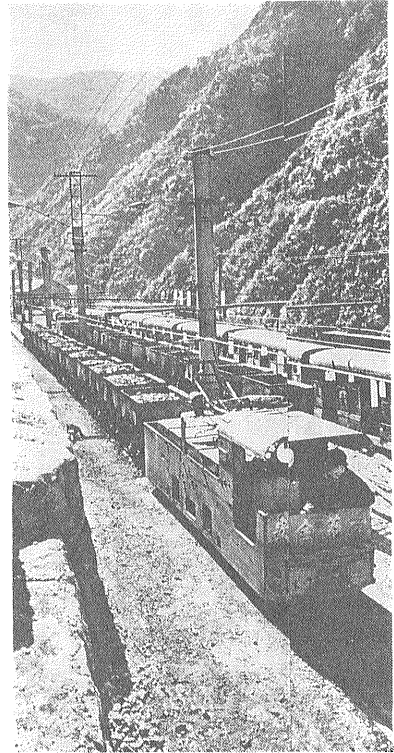
まず緊急の対策として 監査班は 如何なる機関 如何なる個人も非合法に国営鉱山に侵入し その鉱産資源を盗掘・乱掘することを厳重に禁止する旨 省の人民政府が通達を出すよう提起した。 そして基本的な対策として 長期にわたって活用されていない鉱区周縁の鉱体や残鉱に対して 主管部門が画定した一定の範囲に限り 採鉱許可証の交付を受ければ 誰でも採掘できる一般的な措置と同時に 優遇政策の制定や鉱山企業と農村をつなぐ経済的共同の道が検討され始めた。 さらに鉱山の成立に当っては 地方の人民政府と公安・司法両部門の構成員からなる治安監査班を組織し 厳格に法を執行することになった。 農村の電力と水の使用については 広東省人民政府が関係規定の精神に照らし それぞれ関係地域の人民政府の賛成を得た上で時限規則を定め 対処する とのことである。

6) 鉱石の強奪 鉱山施設の破壊 暴力の行使の事例

第一の事例は 中国地質報への投書(1986.5.30)が明らかにしたものである。

事件は 山東省沂南鉱山の堆金山鉱区で起こった。 この鉱山は 冶金工業部直営の国営鉱山である。 最近の一時期(と投書者は述べているが 文面から憶測すると 1985年後半か) 同鉱区では 何人かの農民がいつも組織的に

1987年7月号



第6図 獎金までつけた 中国の産金奨励はますます徹底してきた。 その状態は本文で読取られるものと思う。 河南省の文峪金山は1982年から生産を始めた。 写真は同金山の鉱石運搬電気軌道である。 石人嶂タングステン鉱山(本文参照)で農民に取りはずされたレールも切断された架線ケーブルも写真のものと同じようなものだったであろう。

(中国画報 1986年3月号)

集団を作って鉱区に押し入り 高品位の鉱石を奪い取り 或る者たちは道路の両側で待ち伏せして鉱石運搬トラックを襲い 長柄の鉤でトラックの後から「かます入りの鉱石」を引っ張り落とし 鉱区保安係員に殴り掛かり 気炎を上げて全然規則に従おうとしなかった。 このぐるになった者たちの妨害と破壊によって貴重な金産資源がひどい損失を受け 鉱山の生産を正常に行うことができなかった とのことである。

季衛国と名乗るこの投書者は 1986年3月の第6回全国人民代表大会常務委員会が正式に“鉱産資源法”を通過させたことを非常に喜び 全国の人民がこれを真剣に学習すれば このぐるになった者たちの行為が人々をさらに憤慨させるに違いないと大きな期待を表明している。 そして 関係部門が農民に対する法律教育を強化すること 果敢な措置を構じて このような違法行為 規律を乱す行為を迅速に止めさせる事を願う と結んで

いる。

次に紹介するのは 鉱山開発にまつわる一つの刑事事件である(中国地質報 1986.4.7の馬駿の記から)。 鉱産資源法が刑法による処罰を明記しているのは 決して理由のないことではないという事例と受け取っていただければ 紹介の目的は達せられる。

3月30日午前 河南省靈宝県の陽坪郷で一つの集會が開かれた。それは 判決宣言大衆集會であった。主催したのは 河南省靈宝県人民政府である。犯人は1985年9月3日 河南省地質調査第一大隊第八分隊の金鉞石を暴力を振って強奪した。主犯の劉雲沢と王鎖超である。靈宝県裁判所は 二人の被告をそれぞれ8年と7年の有期刑に処した。

劉雲沢と王鎖超は もともと靈宝県坡頭郷採鉱隊の責任者で 彼等は河南省地質調査第一大隊第八分隊が探査の過程で回収した金鉞石を奪い取り ためらいもなく不法な手段で鉞石を掘り 昨年9月3日には得物を手に試錐労働者に襲いかかり 地質調査員に酷い怪我をさせ 金鉞床探査の正常な進行を妨害した事件の主犯である。彼等は国家に大きな経済的損失を与えた(その額は20万元)として その罪状はさらに重くなった。その正式な裁判は河南省靈宝県人民検察院による訴状の提出に始まり 受理した県裁判所は3月18日から20日まで裁判を行い 被告の劉雲沢と王鎖超の集団暴力・略奪事案として審理したものである。

この事件の底に開放・活化・管好政策が流れているとすれば 事件の発生の際 劉雲沢と王鎖超などの集団がどんな構成であったかは簡単に推定できるし どんなことを叫んでいたか 聞こえてくる。

7) 闇取引 汚職 詐欺の事例

これは 鉱産物のとくにひどい闇取引の事例である。地質大隊の幹部が主犯に名を連ねているのだから情けない。事の次第は おおむね次のようなものである。

雲南省地質鉞産局第4地質大隊は錫鉞を主な対象とする地質陣の一支隊で 担当調査地域の鉞産資源は豊かである。1983年来 “開放 活化”政策の具体化の一つとして 国営 町村 集団 個人が経営する鉞山が蓬瀛として興り 発展してきた中で 事実上 鉞産物の価格に地域差が生まれ さらに闇の仲買人も現れた。第4地質大隊の2・3の幹部と労働者はそこに目を付け 鉞山内の労働者を誘惑し ひそかに結託して精鉞の品位を下げ 価格を安くするなどの手段を講じ あるいは選鉞員や個人の腕掛け採鉞者から少しづつ砂錫を買い 昆明や広州などへ行き 闇で高く売ることによって暴利をむさぼった。この行為はもちろん 第4地質大隊の正常な生産と経営活動を阻害したし 国家経済にも損失を与えたわけである。

1985年 この第4地質大隊の公安委員と規律委員は 現地の関係部門の援助を得て大量の証拠を集め その証拠と内偵・調査の結果によって不法に売った砂錫が32,160 kg 不法な経理が21万元 不法所得が合わせて85,000元 第4地質大隊の直接の経済的損失が52,000元であることをつきとめた。三人の主犯 成新国 林金坤 嚴爾輝は合計75,000元の不法収入を手にしてた(成新国が60,000元 林金坤が9,000元 嚴爾輝が6,000元)。取調べを受けたこの事件の三人の首謀者と加担者25人は5名の現地農民を除くと いずれも第4地質大隊内部の労働者で その中に分隊長以上の幹部が4人含まれていた。取調べで罪状が明白になった者に対し 第4地質大隊の公安・規律委員会は 罪状に応じた規律上の処分と批判・教育を行い 工業・商業機関 検察機関 第4



茶洛噴泉

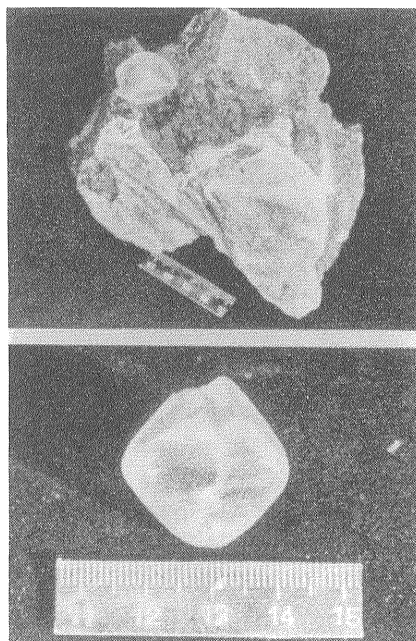
第7図 中国科学院青海・チベット高原(青藏高原)総合科学調査隊の地熱班が横断山脈北部の甘孜・理塘・巴塘一帯で地熱活動帯を発見した。写真は其中的の代表的な熱泉の一つ茶洛噴泉。この調査の直後から 鉞山開発をめぐる不正な現象が起り始めたのであるが 青藏高原は比較的安定していたようである。(中国画報 1983年8月号)

地質大隊が共同して賠償金全額と罰金4万円を受けとった。

第4地質大隊は 事件の取調べと処理に当って 犯罪分子に打撃を与え 労働者を教育すると同時に 砂錫の管理を強化するための規則を制定し 大隊 分隊から班にいたるまでの採掘ピットやトレンチなどから掘り出された砂錫の回収 保管 運搬から販売にいたるまでの各節々に効果的と思われる管理制度を確立した。 そのことによって 砂錫を闇取引するという違法な経営活動はそれ以降にはほとんど無くなり 第4地質大隊内の砂錫の採取量と販売量が大々的に増加し 1986年の砂錫収入は20万円に達しそうである(中国地質報 1987.1.16の侯慶銘 王先之の記事から)。

次は 一種の詐欺行為未遂の事例である。 題して「鉱石の買上には必ずチェックを」である。

今年3月 安徽省含山県の2人の個人採鉱者が同省の地質大隊化学実験室を訪れ 分析担当者に螢石の弗化カルシウムの含有率を「目のこ」で出し 公文書としての螢石の化学分析報告を一部発行してくれるよう依頼し 規定の化学分析費を払おうとした。 当然 分析担当者はこれを拒否した。 また 同省の全椒県の一集団採鉱企業の責任者は同じく化学実験室に来て 彼等が採掘している重晶石の硫酸バリウム含有率を10%ほど高くしてくれるよう要求した。 分析担当者はそれに対し「我々の化学分析値は国家標準の要求に合致するもので 誤差は1%を越えない」と答えている。 中国地質報



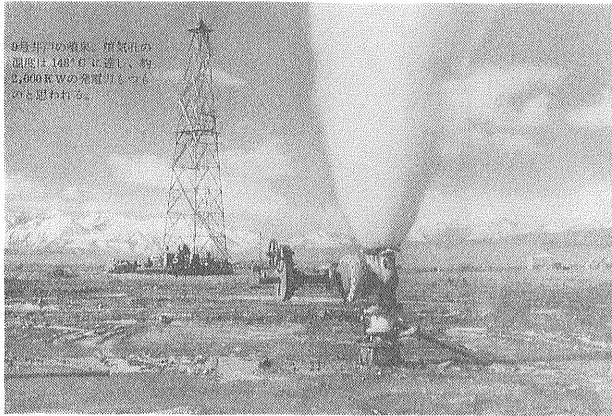
第8図 1983年11月 山東省蒙陰ダイヤモンド鉱山から産出した 重さ119.01カラットのダイヤモンド。「蒙山一号金剛石」と名付けられた。これは 中国で発見されたダイヤモンドの中では4番目に大きいものである。ダイヤモンド鉱山はすべて高位の国営であり 管理は生半可なものではない。 そのためか開採に伴う騒動は起こらなかった模様である。(中国画報 1984年4月号)



第9図 山東省招遠県の招遠金山に付属する金銀分析室。このような化学分析室の分析担当者にインチキな分析報告を書くよう迫った個人や集団の採鉱者がいたわけである。(中国画報 1986年3月号)

(1986.7.4)にこの記事を寄せた曹開林は大いに憤慨し「嘘を弄しインチキをやり 国家の事業に損害を与えることを 我々は絶対に許さない」と書いている。そして 彼は「関係部門によれば 上述に類する状況は幾つかの地域で時々発見されることがある」とのことである。 鉱石の化学分析部門は 取引に対して厳格に対応する必要があり 鉱石買上部門は必ず抜き取り検査を行う必要があり 自分の利だけを追うと 虚言を弄し インチキをやるとうする者に乗ずる隙を与えることになる」としめくくっている。

日本でも 鉱山が盛んであったその昔 鉱石を売る側の有用元素分析値よりも買う側の分析値がかなり低いという話は 先輩からよく聞かされたものである。 鉱石の価格は 一般的には有用元素の含有率 あるいは有用鉱物の含有率と有害元素ないし有害鉱物の含有率で決まる。 だから 鉱石の買い手はなるべく安く買おうとして 有用元素の品位を低く出そうとし 逆に売り手は高く出そうとする というわけである。 今では 機器分析が発達し 無形文化財ともいべき湿式分析の名人を



第10図 中国での石油や地熱資源の探査と開発は巨額の資金を要するから すべて国家の事業である。雲南省の羊八井の地熱開発は 今盛んになりつつある横向連合の先駆的事例と言えるだろう。(中国画報 1965年10月号)

必要としなくなりつつある チェックしやすいことなどから 売り手と買い手の間に昔ほどの分析値をめぐる矛盾は無くなってきているかも知れない。

8) 鉱山保安の手抜き 注意義務の不履行 鉱山事故発生事例

事故はどんな場合でも 痛ましいものである。鉱山の事故は とくに痛ましい。しかも 鉱山の事故は 鉱山自体のその後にも影響し ときには鉱物資源の開発や鉱山経営に致命的な打撃を与える場合もある。

以下の事例は 人身事故であり とくに連続して発生したところに問題がある事例である。

雲南省地質鉱産局管下では 6月21日に 坑内で落盤事故が起り それによって1名が死亡 1名が負傷した。次いで6月22日に八一〇探査隊が車の衝突によって死者3名 負傷者2名を出すという重大な事故を起こしたのに続いて 6月23日には八一六探査隊が車の転覆によって死者1名 負傷者1名を出した。6月21日から6月23日に至る3日間に 雲南省地質鉱産局は三つの重大な人身事故を連続発生させたのである。この事態を憂慮した雲南省地質鉱産局の中国共産党党委員会は 6月24日 緊急電報を發して 雲南省地質鉱産局に所属する機関がこの流血の教訓を吸収し 直ちに局全体で五つの点検(各段階の指導部が安全生産に当るといふ責任を正しく理解しているかどうかの点検 安全に関する法規と規定および安全責任制を実行しているかどうかの点検 車両・機械・坑口貯水池・ボイラーの危険箇所の点検 車両走行速度オーバー・人貨物混載などの違反行為の点検 発生事故が厳しく処理されているかどうかの点検)を行うよう要求し さらに各機関が直ちに雲南省地質鉱産局党委員会の通知を野外調査中の地質隊と試練班に伝え 五つの点検を主な内容とする安全生産の大規模な点検を直ぐ実施するよう要求した。

雲南省地質鉱産局は 7月2日に緊急安全大会を開き

事実を正確に把握し 三回の事故の悲痛な教訓を総括し 原因と責任を明らかにし 厳粛に事実にもとづいた処理を行い 人と作業の安全を徹底し 事故を根絶し それによって地質調査と鉱床探査および諸作業の改善をスムーズに進行させることを決定した(中国地質報 1986.7.4の王正端の記事から)。

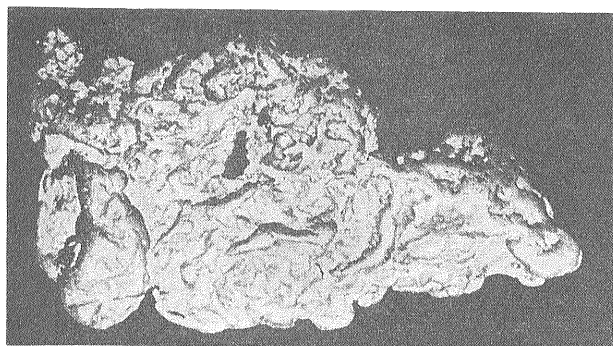
この連続事故は大きな反響を巻き起こしたようで 中国地質報(1986.7.4)はとくにその主張にこの事故の問題を取上げ 事故の原因を「思想の麻痺」と断じた。

その主張は 次のように書かれている。

「指導は安全仕事を重視しなければならない。」雲南省地質鉱産局は連続3回の重大な死傷事故を起こし 一つの警鐘が乱打された。思想の麻痺が安全生産を無視させたのだと。

今までに判明したところによると 今年になってから雲南省地質鉱産局管下で発生した死亡事故は25件で その中でもっとも突出しているのは交通・運搬事故である。発生した事故の原因は 主として 各段階の基本組織の指導が安全対策にルーズになっていることにあり 或る組織は安全対策機構を整理統合して 保安専門者を削減し また或る組織は生産を上げ 経済効果・収益を上げることだけに専念して安全の向上を無視し また或る組織は日曜勤務や残業を実施して労働者の休息に注意していない などなどである。そのようなことが広がるに任せていたら 事故はまた直ぐ起るだろう。思うだけでぞっとする。

現在は正に地質事業にとって黄金の季節である。各段階の指導部 とくに基本組織の指導部が雲南省地質鉱産局の教訓を吸収し 生産が安全を必須とすることを真剣に貫き通し 安全を生産の方針とし それをすぐ行動に表し 安全生産の経験を総括・交流し 取り得る全ての安全措置を講じ 固い決意と責任をもって事故の発生を消滅し 労働者の安全を保証し 生産と改革を順調に



第11図 四川省甘孜チベット族自治州の白玉県で砂金を掘っていた農民が発見した 現在のところ 中国最大の砂金。その重さは4.2kg 長さは235mm 幅は135mm 厚さは30mm。しかし ここでも騒動はあったようである。
(中国画報 1985年11月号)

進めよう」

連続3件 半年で25件の事故とは確かに大問題であるが その原因の分析の中で指摘されている「或る組織は安全対策機構を整理統合して 保安係を削減し……」の3点は 日本でも傾聴に値することであろう。

もっと事故件数の多い事例が他にある。新疆ウィグル族自治区の場合である。

確かに新疆地質鉱産局の管下で 今年 連続して多くの重大事故が起きている。同局はすでに強力な措置を構じ 事故発生率を最大限に引き下げようと努力してい

るようである。しかし 本年すでに54回の大小の事故を起こし 死傷者が58人 直接の損失が5万元に達していることは また事故発生率が昨年に比較して65%上昇して死亡率が200%も高くなったことは 責任者の反省で済むような現象ではあるまいが 新疆地質鉱産局はウルムチ在留機関の緊急安全会議を昨年8月中旬に開いている。そこで事故の教訓が総括され 具体的な措置が決められた様子である。

不正常的現象の発生の原因

上述の諸々の不正常的現象がどうして出現したのか一応ここで考察してみたい。標記の原因を云々することは この小文が目的とすることにそぐわないが 事の成行き上 筆者の心境が触れないで済ますわけにはいかないと揺れ動いた次第である。

不正常的現象を次から次に紹介したため 読まれて1985年前後の中国の鉱山事業はまるで異常だらけ という印象をもたれたかも知れない。上述のような不正常的現象が1983年末から年を追って吹きでた という感じは確かであるが しかし正常に開発が進行している鉱山の方がはるかに多いことも確かなのである。いずれ機会を得て その正常な現象を紹介できればと思う。

さて 本題に入る。

1949年の新中国建国以降 いつも上述のような鉱山の乱掘・騒擾・鉱区争い・闇取引・暴力沙汰などが起っていたという記録も証拠もない。筆者は1955年以来 中国と香港で出版された雑誌を通して中国の様子を見守ってきたが いわゆる「文化大革命」の時期を除くと 鉱山開発に係わる全国の範囲の異常な事態はまず起こっていなかった。上述の不正常的状況が生まれたのは 西華山タングステン鉱山や石人嶂タングステン鉱山 関溪炭鉱の事例にあるように 1983年の秋頃からである。上記の異常な現象が現れ始めた時期 これが標記の原因を解く鍵と思われる。

1983年の秋に何があったのか？ 全国的な範囲の何



第12図 甘肅省武川県の砂漠を農耕地に変えようと 農民が懸命に努力している光景。しかし 育つ穀類は種類が限られ 汗に見合う収穫は極めて困難である。背景の山合に砂金などがあれば 農民はそちらの方に走るだろう。個人採掘のために瘦せた土地を放置した事例は少なくない。
(中国画報 1965年10月号)



第13図 雷州半島の湛江市にある南中国石油基地の住宅群。これは油田の場合だが、山地の貧困地域でこのように立派な住宅を連ねたら、住民の中には鼻白むだけでは治まらない人が現れそうである。
(中国画報 1982年9月号)

か。上述の宣伝提綱も触れていたように、筆者はそれを中国中央政府による「開放・活化・管好」政策の決定だと思う。これは「町村・村落・集団・個人に鉱物資源の開発を積極的に推奨・援助し、それによって鉱物資源の生産量を急増させるが、その生産をスムーズに進めるために「管理を上手にやる」という政策である。鉱物資源の開発を国営一本で行うのではなく、民間にも許すという政策は、一つには小型の鉱床を国営で開発すると、小回りがきかないだけに投資効果が小さくなり

すぎること、二つには、鉱物資源が豊かな地域は山地の場合が多く、地域住民の現金収入源が一般に少ない地域であり、もし鉱物資源の採掘を許してその産品を買上げれば新たな収入源を提供して貧困の救済もでき、地方経済を潤すこともでき、小鉱床の開発もできるし、生産量の増加が国の工業化や外貨獲得にも役立つこと、三つには、地域住民の鉱物資源に対する関心が高まり、西部の空白地域を含めて新鉱床の探査が全国的に広がること、四つには、農村の余剰労働力が動員できるだけでなく、都市失業者への波及効果があることなどを期待してのことであったと思われる。

そのねらいは、基本的には当たったようである。

たとえば、すでに1,400を越える県に13万の村落・集団・個人の鉱山があり、統計によると、1984年にこれらの鉱山が採掘した鉱種は50種を越え、全国の主な鉱産物の総生産量の中で、村落・集団・個人の鉱山が生産した石炭は全国総生産量の1/4、金など8種の有色金属は1/5強、硫化鉄鉱は1/2、マンガンは2/3、建材は8/10前後を占めている。

さらに、村落・集団・個人の採掘する鉱山が増え続け、広がり続けて地方経済を向上させ、農民の収入を増やしている実態は、山東省、陝西省、湖北省、浙江省、福建省の統計で読取ることができる。それによると、村落・集団・個人の鉱山による鉱産物の総価格は合計25億元で、当該5省の鉱業総生産額の32.7%を占めている。陝西省山陽県と山西省黎城県の村落・集団・個人の鉱山の総生産額はすでに両県とも工業総生産額の28%以上に達し、貧困な山地の県を一挙に豊かな県に変えつつあり、借米を返し、省からの財政援助を必要としなくなりつつある。山東省招遠県の呂各庄の農民は、金の採掘によって一人平均の年収入が過去の百元足らずから八百五十元へ増えた。広西壮族自治区の羅城ラオ族自治県の村落・集団・個人の鉱山の発展は、採鉱に従事する農民



第14図 寧夏回族自治区北部の牧畜区で地下水の探査に余念がない試錐技師。水は家畜の命である。この写真が撮影された当時は平穏なものだった。時と所は異なるが、河南省靈宝県で劉雲沢らに襲われた試錐労働者も、写真の技師のように働いていたに違いない。

(中国画報 1965年2月号)



第15図 貴州省鎮寧ブイ族ミャオ族自治県の黄果樹の白水河下流8 km のところにある 奇妙な 天星橋の滝。水流が石灰岩に沿って広がり 漏斗状に落ち込む。まさに自然の妙である。中国ではこれを景勝として付近の石灰岩の採掘を禁止するとともに 地質に係わる景勝の地の地質学的な研究分野を観光地質学と呼び 地質鉱産部がその分野を担当している。地域住民の中には 観光資源を無視する者もいるので 観光地質学の研究はなかなかの事らしい。

(中国画報 1986年 3月号)

の一人当たりの平均年収を千元に高めている。

まだ不完全ではあるが 1985年の統計によると 全国の集団・個人の採鉱従事者はすでに 500 万人以上に達しているのである。

しかしである。これほど民営の鉱山が増えてくると管理の負担も増えてきて 保安や秩序維持に目が届かなくなってきた。農民は生活が豊かになることを望んで 或いは豊かになった隣人に刺激されて 政府の推奨を背景に採鉱し 実際に豊かになり もう一段豊かになろうと血道をあげるようになった。そして 自分達が生まれた大地の 育った山川に存在する収入の源 鉱物資源はすべて自分達のものと思ひ込んでしまった。「鉱産資源は国家の所有に属する」という中華人民共和国憲法の重要な条項を 大方はおそらく 本当には知らないで 一生を生まれた土地だけで過し はるか北京はおろか 隣の省に行ったこともなく 自分が住む省の省都さえ足を踏み入れたことがない人も多い地方のことである。このように 思い込んだり 知らないのも不思議な事ではあるまい。そこに大きな国営鉱山ができ 自分達が掘るよりも大量の 品位が高くてもっと金目になる鉱石が掘りだされ その鉱山労働者が自分たちよりも設備のよい住宅 高い収入 便利な機械に恵まれて働らいているとなると そして「開放・活化・管好」政策が出されたとなると「その鉱石は俺たちのものだ」と言いたくなる者も出ようし そう信じる者も現れよう。かくして今まで述べてきたような事件が起きた と筆者は考えるものである。

つめて言えば「開放」が優先し「管好」が後回しにされた結果が一連の事件を生み その土台には一部の地域の農民の貧しさ そして一部の農民の 採鉱による中国の水準での急激な富裕化がある ということである。

1987年 7月号

とはいえ 鉱物資源が眠る貧困な地域(総じて山地)であれば 何処でも鉱山に係わる事件が起こったかと言えば そうではない。次のような事例が多いのである。

陝西省の魯県に人家 100 余戸ばかりの西河村があり 一つの小型金鉱山を採掘・経営し 昨年11月9日に試験生産に入った。その年間生産量は 80万円前後に達するものと思われる。

この村は 西安の西南 秦嶺の北麓に位置し 耕地が少なくて貧しく 600 人ばかりの住民は長らく貧困な生活を続けてきた。1983年 陝西省地質鉱産局の地質第八隊がこの村の近くの一小型金鉱山を探索し この村に提供した。村はその鉱山の開発を決定し 地質第八隊は喜んでこれを支持し 調査と探査の成果と資料を割安で譲渡し 長期に渡る技術指導を保証し 鉱山開発と経営に直ぐ必要となる補助的な設備と材料の確保に協力した。陝西省の黄金公司是彼等に 25 万円の無利息 貸出を行い これらの援助によって村の農民たちは選鉱処理量 25-30 t / 日 年産 27kg の金鉱山を開いた。この鉱山は銅鉱を副産する。その売上も含めて年間利潤は 30 万円に達し 2 年で投資が回収できると見積られている。現在では西河村の男女全労働力が有効に生かされるようになった。鉱山労働に従事している侯玉喜の話によると彼の家族のうち 3 人がこの鉱山で働き 年収が 2,000 元を越えそうとのことである。「何年かたてば私たちの村はどの家も皆万円戸なるだろう」と彼は語った(中国地質報 1986. 2. 21の張志良黄振山の記事から)。

このたびの中華人民共和国鉱産資源法の施行によって貴重な 限りある鉱物資源が無駄なく開発され 地球に住む人類の生命の保護と生活の向上に役立てられることを願いながら 鉱産資源法の背景などの説明と付言を終える。

中華人民共和國鉱産資源法

第1章 総 則

第1条 鉱業を發展させ 鉱産資源の探査・開発利用・保護事業を強め 社会主義的近代化建設の当面および将来の需要を保障するため 中華人民共和國憲法にもとづいて とくに本法を制定する。

第2条 中華人民共和國の領域および管轄海域における鉱産資源の探査・開発に当っては 本法を遵守しなくてはならない。

第3条 鉱産資源は國家の所有に属し 地表あるいは地下の鉱産資源の國家所有権は その場所に係わりなく それが依存する土地の所有権あるいは使用権が所屬を異にしていても不変である。

國家は 鉱産資源の合理的な開発・利用を保障する。 いかなる組織あるいは個人が何らかの手段を用いて鉱産資源を横領あるいは破壊することは禁止される。 各級の人民政府は 鉱産資源の保護事業を強めなくてはならない。

鉱産資源を探査するには 必ず法にもとづいて登記しなくてはならない。 鉱産資源を採掘するには 必ず法にしたがって採鉱権を申請・取得しなくてはならない。 國家は 合法的な採鉱権と採掘権が侵されないよう保護し 採掘鉱区と探査鉱区の生産秩序 作業秩序が影響と破壊を受けないよう保障する。

採鉱権は 売買 貸与することができず 抵当にすることができない。

第4条 國営鉱山企業は 鉱産資源の採掘の主体である。 國家は 國営鉱山企業の基礎固めと發展を保障する。

國家は 村落・集団の鉱山企業の發展を励まし 指導し援助する。

國家は 行政を通じ 法にしたがって個人の採鉱を管理指導 援助 監督する。

第5条 國家は 鉱産資源に対して有償採鉱を実施する。 鉱産資源の採掘に当っては 國家の関係規定に照らして 必ず資源税と資源補償費を納入しなくてはならない。

第6条 國家は 鉱産資源の探査 開発に当っては 計画の統一 合理的な配置 総合的な探査 合理的な採鉱 総合的な利用の方針を実行する。

第7条 國家は 鉱産資源の探査・開発の科学技術研究を奨励し 先進技術を広め 鉱産資源の探査・開発の科学技術水準を向上させる。

第8条 鉱産資源の探査・開発・保護および科学技術研究の進行などの面で功績が顕著な機関・集団と個人に対しては 各級の人民政府が報奨を与える。

第9条 國務院の地質鉱産主管部門は 全國の鉱産資源の探査 採掘の監督・管理業務を主管する。 國務院の関係主管部門は 國務院地質鉱産主管部門が進める鉱産資源の探査・採掘の監督・管理業務に協力・援助する。

省・自治区・直轄市の人民政府の地質鉱産主管部門は それぞれの行政区域の鉱産資源の探査・採掘の監督・管理業務を主管する。 省・自治区・直轄市の人民政府の関係主管部門は 同じ級の地質鉱産主管部門が進める鉱産資源の探査・採掘の監督・管理業務に協力・援助する。

第2章 鉱産資源探査の登記と採掘の審査・決裁

第10条 國家は 鉱産資源の探査に対して統一した登記制度を実施する。 鉱産資源探査の登記業務は 國務院の地質鉱産主管部門が責任を負い 特定鉱種の鉱産資源探査の登記業務は 國務院が権限を与えた関係主管部門が責任を負う。 鉱産資源探査の登記の範囲と方法は 國務院が定める。

第11条 國務院の鉱産資源埋蔵量審査機構あるいは省・自治区・直轄市の鉱産資源埋蔵量審査機構は 鉱山の建設設計に使用する探査報告を審査・決裁し さらに規定の期限内にその審査報告を機関に届ける責任を有する。 探査報告が決裁を経なければ これを鉱山の建設設計の根拠とすることはできない。

第12条 鉱産資源探査の成果の文書資料と各種鉱産資源の埋蔵量の統計資料は 統一的管理制度を実施し 國務院の規定に照らして取りまとめ あるいは必要事項を表記して上級機関に報告する。

第13条 開設する國営鉱山企業は 國務院 國務院の関係主管部門 省・自治区・直轄市の人民政府がそれぞれ審査・決裁する。

國務院と國務院関係主管部門が開設の決裁対象とする國営鉱山企業は 國務院地質鉱産主管部門により その決裁前に採掘・開発範囲 総合利用案について再調査され 署名して意見が付され 決裁後に決裁文書にもとづいて採鉱許可証が交付される。 特定鉱種の採鉱許可証は 國務院によって権限が賦与された関係主管部門が発行・交付する。 省・自治区・直轄市の人民政府が開設を決裁する國営鉱山企業に対しては 省・自治区・直轄市の人民政府地質鉱産主管部門が 決裁前にはその開発・採掘範囲 総合利用案に対して再調査し 署名して意見を付し 決裁後には決裁文書にもとづいて採鉱許可証を発行・交付する。

第14条 村落・集団が開設する鉱山企業の審査・決裁 採鉱許可証の発行・交付の方法 個人が採鉱する場合の管理方法は 省・自治区・直轄市の人民代表大会常務委員会によって制定される。

第15条 國家は 國家が計画する鉱区 國民經濟上重要な価値を有する鉱区 および國が定めた 保護採掘する特定鉱種に対しては 計画的に開発・採掘し 國務院の関係主管部門の決裁を経なければ いかなる機関 いかなる個人も開発・採掘することができない。

第16条 國家が計画する鉱区の範囲 國民經濟上重要な価値を有する鉱区の範囲および鉱山企業の鉱区の範囲は 法によって画定されたのち その画定された鉱区の地域を主管する機関が関係県段階の人民政府に通知し 関係県段階の人民政府が公告する。

鉱山企業が鉱区の範囲を変更する場合は 必ず原審議機関に認可を申請するとともに 採鉱許可証を発行した原機関に新たな採鉱許可証の発行を申請しなければならない。

いかなる機関・集団あるいは個人も すでに他の機関・集団・個人が採鉱権を取得している鉱山企業の鉱区の範囲内に入り 採鉱することはできない。

第17条 國務院が権限を与えた関係主管部門の同意を経ないで 以下の地域の鉱産資源を採掘することはできない。

1. 港 飛行場 軍事施設の圏内。
2. 重要工業地区 大型水利施設 市町村の公共施設の一定範囲内。
3. 鉄道 重要道路の両側の一定範囲内。
4. 重要河川 堤防の両側の一定範囲内。
5. 国家が定めた 自然保護区 重要風致地区 国家が重点的に保護している移動できない歴史的文物および名勝・旧跡の所在地。
6. 国家が定めた 鉱産資源を採掘できないその他の地区。

第18条 閉山に当っては 必ず鉱山閉坑報告および関係採掘工程 危険箇所 土地の復旧利用 環境保護の資料を提出し 国家の規定に照らした審査 認可を申請しなければならない。

第19条 鉱産資源の探査 採掘時に重要な科学的・文化的価値を有する地質現象および文化遺跡を発見した場合には 必ずそれに保護を加え 直ちに関係部門に報告しなければならない。

第3章 鉱産資源の探査

第20条 広域地質調査は 国家の統一的計画にしたがって実施される。広域地質調査の報告と図類は 国家の規定に照らして検収され 関係部門の使用に供される。

第21条 鉱産資源の調査では 主要な鉱種の調査任務を完成すると同時に 調査区域内の共生あるいは随伴する鉱産資源を含めて それらの地質学的鉱床生成条件と鉱床の可採性の展望について初歩的な総合評価を行わなくてはならない。

第22条 鉱床の探査では 必ず 鉱区内の稼行価値を有する共生および随伴鉱産資源に対して総合的評価を行い その鉱量を計算しなければならない。総合評価が行われていない探査報告は 決裁されない。ただし 国務院の計画部門が別途に定めた探査事項はその限りでない。

第23条 損壊しやすいつ特殊な非金属鉱産資源 流体鉱産資源 易燃性・易爆性・易溶性鉱産資源と放射性元素を含んだ鉱産資源の調査・探査は 必ず 省段階以上の人民政府の関係主管部門が規定した調査方法 探査方法を採用し 必要な技術装備と安全措置を採用しなくてはならない。

第24条 鉱産資源探査の基礎的地質記録と図類 試錐コア 測定試料とその他の実物標本 各種の探査指標物質は 関係規定にしたがって保護・保存しなくてはならない。

第25条 鉱床探査報告およびその他の価値ある探査資料は 国務院の規定にもとづいて有償使用とする。

第4章 鉱産資源の採掘

第26条 鉱山企業を設立するには 審査機関によってその鉱区の範囲 鉱山の設計案あるいは採掘・開発案 生産技術条件 安全措置 環境保護措置などが法律と国家の関係規定に照らして審査され その審査に合格し 決裁されなくてはならない。

第27条 鉱産資源を開発・採掘するには 必ず 合理的な開発・採掘順序 採掘方法 選鉱工程をとらねばならない。鉱山企業の採掘実収率 ざり混入率 選鉱実収率が設計の要求に達しなくてはならない。

第28条 主要鉱産資源を採掘すると同時に 工業上の価値を有する共生および随伴鉱産資源も統一企画にしたがって総合的に採掘し 総合的に利用し 浪費を防止しなくてはならない。

一時的に総合的な採掘ができず あるいは必ずしも同時に出鉱させることができず そのため総合利用できない鉱産資源および有用成分を含んだ尾鉱に対しては 必ず効果的な保護措置が講じられ 損失・破壊が防止されなければならない。

第29条 鉱産資源の開発・採掘においては 必ず国家の労働安全衛生規定が遵守され 安全な生産を保障できる必要な条件が具備されていなければならない。

第30条 鉱産資源を開発・採掘するには 環境保護に関する法律・規定を遵守し 環境汚染の防止に努めなくてはならない。

鉱産資源の開発・採掘は 用地を節約しなければならない。耕地 草原 林地が採掘によって破壊される場合は 当該鉱山企業がその土地に適したように耕地回復 植樹 牧草播種 あるいはその他の利用措置を構じなくてはならない。

鉱産資源の採掘が第三者の生産 生活に損失を与えた場合は 賠償の責任を負い 必要な救済措置をとらねばならない。

第31条 鉄道 工場 ダム 送油管 送電線および各種の大型建造物あるいは複数の建築物を建設するに当っては それを建設する機関は事前に 必ず 所在の省・自治区・直轄市の地質鉱産主管部門に予定建設現場所在地の鉱産資源の分布と採掘状況に関連して了解を得なければならない。国務院が権限を与えた部門の決裁を経ないで 重要な鉱床上に建造物を建設することはできない。

第32条 国務院は 国務院が指定する機関によって統一買鉱される鉱産物を規定し その鉱産物はその他のいかなる機関・集団あるいは個人も買鉱することはできない。採鉱者は指定されていない機関・集団に売鉱してはならない。

第33条 国家が民族自治地域で鉱産資源を開発・採掘する場合は 民族自治地域の利益に照らして 民族自治地域の経済建設に有利になるよう配慮し 当該地域の少数民族大衆の生産と生活を顧慮しなければならない。民族自治地域の自治機関は法律・規定と国家の統一企画にもとづいて 当該地域の開発可能な鉱産資源に対する合理的な開発・利用を優先する。

第5章 村落・集団の鉱山企業と個人の採鉱

第34条 国家は 村落・集団の鉱山企業と個人の採鉱に対して 積極的な援助 合理的な企画 正確な指導 管理の強化の方針を実行し 村落・集団の鉱山企業が国家の指定する範囲内で行う鉱産資源の開発・採掘を励まし 個人が分散・分布する鉱産資源と一般に建築材料としてしか用いない砂・石・粘土 さらに生活のため私用に供する少量の鉱産物の採掘を許可する。

国家は村落・集団の鉱山企業と個人の採鉱が絶えず技術水準 資源利用率と経済効果・利益を高めるよう指導し・援助する。

地質鉱産主管部門 地質事業機関および国営鉱山企業は 積極的支持・有償互恵の原則に従って 村落・集団の鉱山企業と個人の採鉱に地質資料と技術を提供しなくてはならない。

第35条 国務院と国務院の関係主管部門が開設を承認する鉱山企業の鉱区範囲内にすでに存在している村落・集団の鉱山企業は 閉鎖するか あるいは指定されるその他の地点で採掘し 鉱山建設機関によって合理的な補償が与えられ それによって大衆の生活の十分な安定が図られなくてはならない。当該鉱山企業の統一企画に照らして考えられる限り 共同経営を実施

することができる。

第36条 国営鉱山企業の統一企画を念頭に 国営鉱山企業の上級主管部門の決裁を経れば 村落・集団鉱山企業が当該国営鉱山企業の鉱区範囲内の周縁に点在する鉱産資源を開発・採掘することができる。ただし 必ず規定に照らして申請し 採鉱許可証の交付を受けなくてはならない。

第37条 村落・集団鉱山企業と個人採鉱は 技術水準を高め 鉱産資源の実収率を高めなければならない。 鉱産資源の乱掘・破壊は禁止される。

村落・集団鉱山企業は 必ず坑内の工程と坑外の工程の対照図を作製しなければならない。

第38条 県段階以上の人民政府は 村落・集団鉱山企業と個人採鉱の技術の改善 経営・管理の改善 安全生産の強化を指導し 援助しなくてはならない。

第6章 法律上の責任

第39条 本法の規定に違反して 採鉱許可証を取得しないで勝手に採鉱し 国家が企画する鉱区 国民経済上重要な価値を備えた鉱区および他人の鉱区の範囲に進入して勝手に採鉱し 国家の規定によって保護採掘する特定採掘の資源を勝手に採掘した者は 採掘の中止 損害の賠償 採掘された鉱産物と違法所得の没収が命ぜられ 処罰条項が適用される。 採掘の中止命令を拒否し 鉱産資源を損壊した場合には “刑法”第156条の規定に照らして 直接責任がある者の刑事責任が追究される。

第40条 承認された鉱区を越えた範囲を採鉱した場合は 本来の鉱区範囲に退いての採掘 損害の賠償 境界外での採掘 鉱産物と違法所得の没収が命ぜられ 処罰条項が適用される。 本来の鉱区範囲に退いての採掘を拒否し 鉱産資源の損壊をもたらした場合は 採鉱許可証を取り消され “刑法”第156条の規定に照らして直接責任者の刑事責任が追究される。

第41条 鉱山企業と探査機関の鉱産物およびその他の財物を窃盗 強奪し 採鉱施設 探査施設を破壊し 鉱区及び探査作業区の生産秩序 作業秩序を乱した者は “刑法”の關係規定に照らして刑事責任を追究される。 罪状が著しく軽微な場合は “治安管理条例”の關係規定に照らして処罰される。

第42条 鉱産資源を売買 賃貸し あるいはその他の形で譲渡した場合は その違法所得が没収され 罰金が課せられる。

採鉱権を売買し 賃貸し あるいは採鉱権を抵当とした場合は 違法所得が没収され 罰金が課せられ さらに採鉱許可証が取り消される。

第43条 本法の規定に違反して 国家が統一的に買上げる鉱産物を買上げ あるいは販売した場合は その鉱産物と違法所得が没収され 罰金が課せられる。 罪状が重い場合は “刑法”第117条 第118条の規定に照らして刑事責任が追究される。

第44条 本法の規定に違反して 破壊的な採掘方法を採用して 鉱産資源を採掘し 鉱産資源の重大な損壊を招いた場合は 損失の賠償の責を負い 罰金が課せられる。 罪状が重い場合には 採鉱許可証を取り消すことができる。

第45条 本法の第39条 第40条 第42条に規定されている行政処分は 市・県の人民政府によって決定される。 第43条に規定されている行政処分は 工商行政管理部門によって決定される。 第44条に規定されている行政処分は 省・自治区・直轄市の人民政府地質鉱産主管部門によって決定される。 國務

院および國務院の關係主管部門が開設を認可した鉱山企業に対して採鉱許可証取り消しの罰則が適用された場合は 省・自治区 直轄市の人民政府に報告 決裁されなければならない。

第46条 当該者が行政処分の決定に不服な場合には 処分通告を受け取ってから15日以内に提訴することができる。 罰則適用と違法所得没収の行政処分に対して 期限までに提訴または履行しなかった場合は 処罰を決定した機関によって人民法院に強制執行が申請される。

第47条 鉱山企業間の鉱区範囲の争いは 当事者間で協議し解決する。 協議が不成功の場合は 關係する県段階以上の地方人民政府が法によって定められた鉱区範囲にもとづいて処理する。 省・自治区・直轄市にまたがる鉱区範囲での争いは 關係する省・自治区・直轄市の人民政府が協議して解決し その協議が不成功の場合は 國務院が処理する。

第7章 付 則

第48条 本法の施行細則は 國務院によって制定される。

第49条 本法は 1986年10月1日から施行される。

第50条 本法の施行に至る間 決裁手続きが未処理で 鉱区の範囲がまだ確定されず 採鉱許可証がまだ取得できないで 鉱産資源を採掘する間は 本法の關係規定に照らして暫定処理手続きを申請しなくてはならない。

付記：

刑法の關係条項

1. 第39条 第40条に関連がある刑法の条項。

第156条 故意に公共および私有の財産・物件を損壊し その罪状が重い場合は 3年以下の有期徒刑 拘禁労働もしくは罰金刑に処せられる。

2. 第41条に関連がある刑法の条項

第151条 窃盗 詐欺 強奪した公共および私有の財産・物件の数・金額が比較的大きい場合は 5年以下の有期徒刑 拘禁労働もしくは禁足監視に処せられる。

第156条 故意に公共および私有の財産・物件を損壊し その罪状が比較的重い場合は 3年以下の有期徒刑 拘禁労働もしくは罰金刑に処せられる。

第158条 なに人も何らかの手段を用いて社会秩序を乱すことは 禁止される。 社会秩序を乱した状況が厳しく 労働生産 営業 教育 科学研究に無法状態をもたらし 国家と社会に重大な損失を与えるに至った場合は その首謀者に対し 5年以下の有期徒刑 拘禁労働 禁足監視もしくは政治的権利の剥脱に処せられる。

3. 第43条に関連がある刑法の条項

第117条 金融 外国為替 金銀 工業・商業の管理法に違反し 投機・空取引を行い その罪状が重い場合は 3年以下の有期徒刑もしくは拘禁労働に処し あわせて罰金刑もしくは財産没収に処することができる。

第118条 闇取引 投機 密輸を専業として 巨大な数量・金額の闇取引 投機 密輸をした集団の首謀者には 3年以上10年以下の有期徒刑に処し あわせて財産没収に処することができる。

(“人民日報” 1986. 3. 20) (新華社) (文責：岸本文男)